

令和5年5月10日

第35回水俣市農業委員会

第35回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎3階会議室ABC
- 2 開催日時 令和5年5月10日
開会 9時30分
閉会 9時58分
- 3 出席委員
農業委員 14名 1番 坂本 隆司 君 8番 中村 清治 君
2番 松田 時義 君 9番 廣島 康雄 君
3番 森口 信二 君 10番 松本 公昭 君
4番 山澤 親徳 君 11番 瀧上 正嗣 君
5番 田畑 和雄 君 12番 前田 仁 君
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
推進委員 12名 16番 蒔元 政廣 君 23番 山口 初憲 君
17番 竹下 正治 君 24番 池田 郁雄 君
18番 竹本 孝幸 君 25番 原田 隆義 君
20番 溝口 幸一 君 26番 森下 義孝 君
21番 安田 昌一 君 27番 下鶴 信雄 君
22番 坂口 新一 君 28番 古里 君廣 君
- 4 欠席委員
農業委員 0名
推進委員 2名 15番 平松 明子 君 19番 山内 秋光 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1)農用地利用配分計画の認可について
議第122号 非農地証明書交付について
議第123号 現況農地認定について
議第124号 農地法第3条の許可申請について
議第125号 農地法第4条の許可申請について
議第126号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 山村 良一
次長 大川 尊
主任 山内 哲郎
主任 山本 千夏

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第35回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、5番、田畑委員、6番、金田一委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は12名です。 欠席者は、15番、平松委員、19番、山内委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、8番、中村委員にお願いします。</p>
<p>8番委員 (中村清治君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農用地利用配分計画の認可についての再配分でございます。 議案書は、1ページから5ページになります。 6件でございます。 まず、番号1番、2番、5番につきましては、平成30年4月10日の第10回会議で、番号3番、4番、6番につきましては、平成30年5月10日の第11回会議におきまして、貸し人から、熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申し出について、御審議、御承認いただいた土地になります。 5年間の転借を終え、改めて熊本県農業公社が転貸人となり、それぞれの転借人への貸借について、1番、2番、5番につきましては、令和5年3月24日付けで、番号3番、4番、6番につきましては、令和5年3月29日付けで、熊本県知事から認可されたものです。 土地の所在、現況地目、面積は、それぞれ議案書記載のとおりでございます。 期間は、番号1番、2番、5番につきましては、令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間。そして、番号3番、4番、6番につきましては、令和5年7月1日から令和10年6月3</p>

	<p>0日までの5年間となっております。</p> <p>利用目的は、1ページの1番から4番までが、アボガド、レモン、金柑となっております、2ページの5番と6番が、水稻でございます。</p> <p>借り賃につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>利用権の種類は、全て賃借権となっております。</p> <p>それぞれの場所につきましては、番号1から4までが3ページ、番号5が4ページ、番号6が5ページの地図を御覧ください。</p> <p>報告事項の説明は以上となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第122号、非農地証明書交付についてを議題といたします。</p> <p>私の担当地域ですので、私から説明いたします。</p>
議 長	<p>7ページを御覧ください。</p> <p>議第122号、非農地証明書交付についての番号1について説明いたします。</p> <p>申請人、土地の所在は議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳畑、現況山林です。</p> <p>面積は、1, 297㎡。</p> <p>申請地は、8ページを御覧ください。</p> <p>入り口が、車一台通るくらいの道です。</p> <p>現地調査を、1日に、事務局2名、委員2名と行政書士の5名で行いました。</p> <p>ここは実際に行って見たら、境もわからないわけです。</p> <p>現況は山林となっていて木は生えていますが、蔓が這っていて木も大きくなならない状態です。</p> <p>道も民家があり、側溝の横に索道があったんですが、索道もつぶれていて、庭を通らないと道が無い状態です。</p> <p>別の所から入って行けたんですが、ここにも家ができて塞がっているんで、本来なら4条申請で植林で申請してもいいのかなと思っていたんですが、重機も入らない、道も行けないような状況ですので、非農地しかできないかなと思っています。</p> <p>非農地証明の基準の(3)アの非農地認定基準を満たしていますので、非農地として判断してきました。</p> <p>御審議の程よろしく願います。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>

	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第122号、非農地証明書交付については、交付してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第122号、非農地証明書交付については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第123号、現況農地認定についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
6 番委員 (金田一充章君)	はい、議長。
議 長	はい、6番、金田一委員をお願いします。
6 番委員	議第123号、現況農地認定について御説明いたします。 この申請地は、一昨年、令和3年10月の会議で、4条申請によりドッグランの申請が許可された土地です。 申請人及び申請地の土地の所在地は、議案書11ページの1番の記載のとおりです。 面積は、一筆で2,138㎡。 地目は、台帳現況ともに畑です。 地目が、依然として台帳畑については、このあと事務局より説明をしていただきます。 地図は、12ページを御覧ください。 現地調査を5月1日に、事務局2名、申請人と私の4名で行いました。 13、14ページの現況の写真も御覧ください。 ドッグランへの転用が許可されたものの、新型コロナの影響により、会員増加が見込めないことや、固定資産税の増額により経営が困難となったため、農地として再度認定して欲しいとのことです。 令和3年10月の会議で、私は、申請地の周囲は宅地化が進み、近い将来、住宅地となる環境にあるいわば第2種農地であり、廃棄物等埋設された生産性が期待できない土地でもありますと御説明いたしました。 この点に関しましては、申請地にはすでに客土が施されており、

	<p>今年の3月頃にはアボカドと日向夏が定植され、現状農地となっております。</p> <p>農地法第2条1項に、いわゆる農地とは、耕作の目的に供されている土地を云々と定義されています。</p> <p>農地として認定することに何ら問題はないと考えます。</p> <p>御審議、よろしく申し上げます。</p>
事務局次長	議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>事務局の方から、地目台帳、畑につきまして御説明申し上げます。</p> <p>現況農地認定につきましては、添付書類上、3、4、5条も同じですが、土地登記簿謄本を添付していただきまして、登記簿謄本の地目を記載しています。</p> <p>今回、台帳が畑というのが、土地登記簿謄本上の地目が畑のままでした。</p> <p>本来は、前回の転用が完了した際に、土地所有者の方が地目の変更を行っておくべきだったところ、地目変更をされないまま現状を維持しているという状態でございまして、畑のまま変更なしということになります。</p>
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
2番委員 (松田時義君)	質問します。
議長	はい、2番、松田委員。
2番委員	<p>固定資産税の増額により、経営が困難となりと書いてありますが、地目は台帳が畑だったんですね。</p> <p>課税のほうは宅地で課税されていたんですか。</p>
事務局次長	議長。
議長	はい、事務局次長
事務局次長	お話を伺ったところによりますと、雑種地と一部宅地と伺っております。

議 長	いいでしょうか。 他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第123号、現況農地認定については、認定してもよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第123号、現況農地認定については、農地法第2条第1項の農地に該当するため農地として認定することに決定いたします。 次に移ります。 議第124号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
8番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議 長	はい、8番、中村委員をお願いします。
8番委員	農地法第3条の許可申請について説明をいたします。 議案書は、16ページを御覧ください。 番号1。譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。合計5筆です。 地目、現況は、畑と田です。 面積は、5筆合計2,237㎡。 申請理由は、売買による所有権移転です。 申請地は、17ページを御覧ください。 現地調査を、5月1日に、行政書士、事務局、古里委員、私の4名で行いました。 譲受人の状況ですが、現在、他県におられます。 今回、空家バンクに登録している譲渡人の家を購入するにあたり、農地まで購入するのが条件ということで今回の申請になりました。 譲受人は、営農の経験はありませんが、営農計画書によりますと、子供の頃より、自然と触れ合うのが大好きで、是非、農地を取得して地域貢献に期したいとのことです。 水俣移住後には、農業インターンシップを活用し、営農技術の取得を予定しており、更に近隣環境を踏まえまして、猪等の鳥獣防止のため狩猟免許取得も予定しているとのことです。 農機具の所有状況ですが、耕運機、堆肥コンプスター、動物撃退機等を購入する予定だそうです。

	<p>従事日数については、無職の為300日ほど予定してあります。作付け計画、出資計画も出してありました。</p> <p>地域住民の方に、御迷惑のかからないよう営農を管理して協力連携し、就農したいとのことです。</p> <p>以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
1 2 委員 (前田 仁君)	はい、議長。
議 長	はい、12番、前田委員。
1 2 委員	<p>譲受人の現況で、構成員は一人でしょうか。</p> <p>他には、家族でこちらのほうに来られるのか。</p> <p>もう一つは、農業をされるということですが、やってみてどうにもならなかったということになれば、その時はどうなるのか事務局のほうにお尋ねしたいと思います。</p>
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	家族構成員に関しましては、この方一人になります。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>新規就農者ということで、営農計画が出ている以上は、今回は認めざるを得ないのかなと思います。</p> <p>もしも、営農が上手くいかないとか、そのまま放棄するといったような形になるのは問題かなと思いますので、地域の方々等とよく見ていく必要があるのかなと思います。</p> <p>そもそも、農地法上、農地は所有者がきちんと管理する必要があります。</p> <p>ここは一部、耕作放棄の状態になっているのかなと思いますので、</p>

	そちらのほうは草刈り等ですね、可能であれば作付けまでできればと思っていらっしゃるみたいですので、利用して頂くのがまずは一番かなと思います。
議 長	他にはございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第124号、農地法第3条の許可申請については許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第124号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第125号、農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
14番委員 (元村善二君)	はい、議長。
議 長	はい、14番、元村委員をお願いします。
14番委員	議第125号、農地法第4条の許可申請について説明申し上げます。 申請人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況とも畑です。 面積は、1,230㎡の内247㎡です。 転用理由は、宅地の拡張です。 住宅裏の畑が、土砂が崩れてきていたため擁壁を設置したが転用許可を受けていなかったものです。 これは、事前着工で出来ております。 第一種農地でございますが、不許可の例外として、既存の施設の拡張、1/2までというのがありまして、許可の条件は満たしております。 転用面積は、247㎡です。 資金計画も、これは事前着工なので終わっておりますので、顛末書が出されております。 場所は、南斜面になる所です。

	<p>ここは畑でしたが、住居に畑の石垣が接近していて、一部崖崩れもありましたので今回の申請となったわけです。</p> <p>事前着工でしたが、業者が出水のほうの業者でしたので、関係なしにされたようでしたので、私のほうから行って、ここは畑だったから早く申請しなさいと言いました。</p> <p>5月1日に、私と推進委員と、出水市の行政書士と現地確認を行いました。</p> <p>排水関係は、21ページを見てもらいますと、一番右のほうに排水路がありまして、前からあった排水路のほうに流すということです。</p> <p>あとは、ここは宅地に変更しても自分の所の畑だけですので問題ないと思われます。</p> <p>現地調査の結果、転用に係る許可基準は何ら問題ないと思われますので、御審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願ひします
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第125号、農地法第4条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第125号、農地法第4条の許可申請については、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これもちまして、第35回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員